

重要事項説明書

当施設はご契約者に対し老人福祉法に基づく、軽費老人ホーム ケアハウスの施設サービスを提供します。利用契約にあたり、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 行松 英明
- (3) 法人所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
- (4) 電話番号 072-724-8166

2. 施設の概要

- (1) 施設の名称 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 軽費老人ホーム
(ケアハウス) 和風荘
- (2) 施設の種類 軽費老人ホーム
- (3) 施設所在地 大阪府堺市美原区平尾2196
- (4) 電話番号 072-361-6093
- (5) 開所年月日 平成10年4月1日
- (6) 施設長氏名 三 谷 伸 次 郎
- (7) 施設の目的 老人福祉法の規定により、「身体的には自立しているものの自立して生活するには不安のある人」「独り暮らしや高齢者のみの生活に不安のある人」「自炊が出来ない程度の身体機能の低下がある人」で在宅での生活が困難な60歳以上の高齢者が、利用出来る入所施設です。利用者がお互いの自由と人権を尊重し、心身ともに健康で明るく、潤いのある自立した生活を営むことが出来るように支援し、食事その他各種サービスを提供します。
- (8) 施設の規模 敷地面積 4765.58㎡
建物面積 3354.90㎡
建物構造鉄筋コンクリート造り地上4階、地下1階建て
(エレベーター設置)
- (9) 利用者定員 70名 (特定施設入居者生活介護事業の利用者定員は30名)
- (10) 施設の設備 1人用居室 60室(21.6㎡)和室・洋室
2人用居室 5室(32.5㎡)和室・洋室
各室にキッチン(電磁調理器付)・トイレ・洗面所・エアコン
共有スペースとして

食堂・浴室2・洗濯室2・娯楽室2・集会室

(11) 職員構成	施設長	1名
	生活相談員	1名
	介護職員	2名
	事務員（主事）	1名
	栄養士	美原荘と連携

① 施設の職員体制

職	職 務 内 容 及 び 勤 務 体 制	指定基準 （最低人員）
施設長	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 【主な勤務時間】 9：15 ～ 18：00	1名 （兼務）
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、個別援助計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 3 【主な勤務時間】 9：30 ～ 18：15	1名
介護職員	1 個別援助計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 2 【主な勤務時間】 9：30 ～ 18：15	2名
栄養士	1 栄養改善サービスを行います。 2 【主な勤務時間】 9：15 ～ 18：00	美原荘と連携
事務員 （主事）	1 補助金等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 2 【主な勤務時間】 9：30 ～ 18：15	1名

3. サービスの概要及びご契約者心得

当施設において、ご契約者に対して提供するサービスの主なものは次のとおりです。

また、施設利用にあたり、ご契約者が守っていただきたい事項については「生活のしおり」で詳しく説明しますが、当施設での生活が楽しく和やかで平和に過ごすために、一人ひとりが、言動、服装、飲酒等他の入居者の迷惑にならないよう、心掛けて下さい。

- (1) 食事 栄養士の立てる献立により、栄養、入居者の身体状況、嗜好を考慮した食事を提供することに努めています。

(食事時間)

朝食7:20～ 昼食 12:00～ 夕食18:00～

- (2) 入浴 週3回以上利用出来ます。(週1回、清掃のためお休みします。) 朝9:00～夜10:00まで利用できます。

- (3) 生活相談 健康、諸手続き、食事、その他生活する上で困ったこと、悩みなどがありましたら職員に自由にご相談下さい。

- (4) 健康管理 保健所の定期的健康診断を実施しております。また、医療を必要とする場合は、協力医療機関において診療や入院治療を受けることも出来ます。

- (5) 居室変更 入居後、十分話し合いを行い、居室変更していただくことがあります。

- (6) クラブ活動等 利用者相互の交流、生きがいくりのためのクラブ活動(楽しむ会)、

健康運動体操や児童福祉施設とのふれあい交流、地域福祉施設に対するボランティア活動等を行っています。

クラブ活動は次のようなものです。

生け花、パッチワーク、書道、大正琴、俳句、カラオケ、健康運動体操(材料費、参加費が若干必要です。)

主な年間行事

5月 さつきまつり

6月 避難訓練、

8月 ふれあい盆踊り大会

9月 敬老祝賀会 作品展

10月 秋の行楽バスツアー

11月 総合防災訓練

12月 ふれあい餅つき大会、クリスマス会

1月 新年祝賀会

3月 避難訓練

上記の他、毎月の行事として、誕生会、利用者懇談会、喫茶「和風」(毎週一回開店)があります。

4. 利用料

利用料は、ご契約者の施設利用に要する費用をご負担いただくものです。その内訳は事務費、生活費、管理費、暖房費、水道料です。

（生活費、管理費は皆さん同額ですが、事務費は13階層に分かれております。）

暖房費（11月～翌年3月）は、一人当たり月額2,100円を別途徴収いたします。

各居室で使用される電気料金、水道料金、電話料金等の個人使用分は、自己負担となります。

詳しくは、「和風荘利用料規程」でご説明いたします。

5. 利用料外のサービス

- （１） 施設はご契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 特別な食事
 - 二 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重金品の管理
 - 三 施設が特別に定める静養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- （２） 施設は第１項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者又は、その家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

6. 残置物引取人等

契約の終了後のご契約者の残置物の引取については、ご契約者が責任をもって行わなければなりません。ご契約者の死亡などによりご契約者が残置物引取が出来なくなる場合に備えて扶養義務者の中からどなたかが残置物引取人になって下さい。扶養義務者がいないご契約者の場合は、親しい人の中から引き受けていただくのは、差し支えありません。

また、引き取りにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

☆ 利用契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

○緊急連絡先

ご契約者が緊急入院したり、施設内でトラブルが発生した場合など緊急事態に備えて、扶養義務者の中からどなたかが緊急連絡先になって下さい（残置物引取人が兼ねることもできます）。扶養義務者がいないご契約者などの場合は、親しい人の中から引き受けていただくのは、差し支えありません。

7. 介護保険の利用

要介護、要支援の認定をされた方は、ホームヘルプサービス、デイサービスセンターなどの介護保険の在宅サービスを受けることができます。このサービスを受けられた方は、在宅サービス利用料の自己負担が必要です。

また、特定施設入居者生活介護事業の契約をされ、サービスを受けられた方は、介護保険利用者自己負担金を別に負担していただきます。

8. 利用契約の終了

介護保険による在宅サービスや特定施設入居者生活介護のサービスを受けても自立した生活が出来なくなった場合、利用料を支払わない場合、あるいはご契約者が契約を解除する場合などは、利用契約の終了となります。利用契約の終了については、契約書第18条(施設長の契約の解除)、第19条(利用者の契約解除)のとおりですが、特に、重要な事項ですのでご留意下さい。

なお、契約書第18条2項について、次に掲げるように著しく常識を逸脱していると考えられる場合において、事業所からの申し入れにもかかわらず、改善の見込みがないと判断した場合は、契約を解除させていただきます。

○利用者や利用者家族から事業所・職員に対する迷惑行為

- ・事業所を通さず職員によるサービス提供や個人的な連絡(個人契約など)
- ・職員の自宅住所、電話番号等の職員の個人情報に関する聞き取り
- ・職員の写真や動画の撮影
- ・暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント
- ・その他厚生労働省で発表された参考資料に記載の行為

また、退居時に指定業者による居室清掃費を別途負担していただきます。

9. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 暁美会 田中病院
所在地	大阪府 堺市 美原区 黒山 39-10
連絡先	072-361-3555
主な診療科	内科、外科、整形外科、形成外科、リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 いなほ会 くまざき歯科
所在地	富田林市 山中田町 1-15-20

連絡先	0721-24-8211
-----	--------------

10. 虐待の防止について

事業者は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	荘長 三谷 伸次郎
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 (6) 個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。

11. 身体拘束について

事業者は、原則としてご契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
 (2) 非代替性……身体拘束以外に、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
 (3) 一時性……ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：管理者 坂下 昂宏

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
 (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回）

13. 事故発生時の対応方法について

ご契約者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

☐ 堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課	電話番号 072-228-7348
☐ 富田林市 健康推進部 高齢介護課	電話番号 0721-25-1000
☐ 大阪狭山市 高齢介護グループ	電話番号 072-366-0011
☐ 羽曳野市 高年介護課	電話番号 072-958-1111
☐	電話番号

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社
保険名 福祉事業者向け賠償責任保険

14. 当施設における苦情解決については、次の体制で行っています。

【施設の窓口】 (事業所の担当部署・窓口の名称)	所在地 堺市美原区平尾2196 電話番号 072-361-6093 ファックス番号 072-369-2108 受付時間 9:30~18:00 (月~金) 苦情解決責任者 施設長 三谷 伸次郎 苦情受付担当者 管理者 坂下 昂宏 生活相談員 才原 直 ※ご意見箱を玄関に設置しています。
【市町村の窓口】 堺市美原区役所地域福祉課	所在地 堺市美原区黒山167-1 電話番号 072-363-9316 ファックス番号 072-362-0767 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
【市町村の窓口】 堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課	所在地 堺市堺区南瓦町3-1 電話番号 072-228-7348 ファックス番号 072-228-7481 受付時間 9:00~17:30 (月~金)
【市町村の窓口】	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間
【第三者委員】	氏名 中嶋 啓子 (元美原女性会会長) 電話 072-363-1424 氏名 山口 安信 (堺市民生委員・児童委員) 電話 072-361-0609

	氏名 木野 由弘 電話 072-361-1732
--	-----------------------------

15. 入居判定委員会

入居希望の方の入居判定を行うにあたり、外部の方の参加により入居判定委員会を実施し判定します。

16. 大阪府福祉サービス第三者評価受審について

当事業所は大阪府福祉サービス第三者評価を受審しその結果を公表しています。（事務所前玄関にて掲示しています）

評価機関名：特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ

令和 年 月 日

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団軽費老人ホーム（ケアハウス）和風荘の入居契約に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団軽費老人ホーム（ケアハウス）和風荘

説明者 職氏名

印

私は、本書面に基づいて上記職員から説明を受けました。

契約者

住所

氏名

印